

○肝付町岸良交流促進センターの設置及び管理に関する条例

平成17年10月3日条例第176号

肝付町岸良交流促進センターの設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 地域住民と都市住民の交流を促進し、農林漁業振興の拠点施設として、地域の活性化と町民の健康増進を図るため、肝付町岸良交流促進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 肝付町岸良交流促進センター
- (2) 位置 肝付町岸良1603番地20

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 宿泊施設
- (2) 温泉施設
- (3) 交流促進施設
- (4) その他の便益施設

(事業)

第4条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊に関すること。
- (2) 温泉に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(管理の代行等)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による町長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する事業に係る業務
- (2) センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

(開館期間等)

第6条 センターの開館期間は、1月1日から12月31日までとし、開館時間及び入浴時間は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前10時から午後9時まで

(2) 入浴時間 午前10時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て開館期間等を変更することができる。

(利用料金等)

第7条 町長はセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 センターを利用する者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 町長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、町長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 町長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(利用の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの利用を拒絶し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第9条 何人も、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがある行為をすること。

- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入り、又は当該場所において喫煙し、飲食し、若しくは火気を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認める行為
(損害の賠償等)

第10条 センター内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(肝付町岸良交流促進センター設置、管理及び運営に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 肝付町岸良交流促進センター設置、管理及び運営に関する条例（平成17年肝付町条例第96号）
 - (2) 肝付町岸良交流促進センター運営審議会条例
(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)
- 3 町長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者が不在の場合又は町長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第6条、第8条及び第9条第5号の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。
(指定管理者不在等期間の使用料)
- 4 町長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第7条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、センターを利用する者から徴収することができる。
- 5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第7条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

附 則（平成24年6月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月27日条例第28号）

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 7 日条例第 7 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

施設利用料金

使用区分		単位	料金	備考
宿泊	大人（中学生以上）	1 人	3,800円	
	子供（小学生）	1 人	3,000円	
浴室	大人（中学生以上）	1 人	公衆浴場入	1 日利用は500円
	子供（小学生）	1 人	浴料金の統 制額の指定 等に関する 省令（昭和32 年厚生省令 第38号）第 2 条の規定に 基づき、鹿児 島県知事が 指定する価 格	1 日利用は300円

備考

- 1 休前日、大型連休、夏季、年末年始の期間は、1,000円まで宿泊料割増ができることとする。